



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 6 4 号

平成28年(2016年)4月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
<b>●告 示</b>		
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に 基づく産業廃棄物処理施設の設置に係る許可 に関する申請書等の縦覧について(環境指導課)
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて(市民協働推進課)	3	○市道の区域の変更について(道路管理課)
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について(障害福祉課)	5	○道路の供用の開始について( " )
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退等について ( " )	5	<b>●公 告</b>
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業の廃止に ついて( " )	5	○都市計画事業の認可に係る関係図書の写しの 縦覧について(都市計画課)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について( " )	6	○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくり に関する協定の変更について( " )
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の更新について( " )	6	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について(建築指導課)
		○開発行為に関する工事の完了について ( " )
		<b>●農業委員会告示</b>
		○平成28年第4回金沢市農業委員会総会の招集 について(農業委員会事務局)

## 告 示

### ●金沢市告示第158号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営竪町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 124台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成28年3月1日から同月31日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市此花町3番2号
- 公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成28年4月21日から同年7月20日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第159号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	4台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
千木町地内	自	転	車	1台
三馬3丁目地内	自	転	車	5台
増泉2丁目地内	自	転	車	1台
十三間町地内	自	転	車	1台

片町1丁目地内	自 転 車	1台
長土塀2丁目地内	自 転 車	6台
吉原町地内	自 転 車	2台
大野町4丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	4台
泉3丁目地内	自 転 車	4台
大額3丁目地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
福増町北地内	自 転 車	1台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
平成28年3月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成28年4月21日から同年10月20日まで
- (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日										
田上の里町会	主たる事務所所在地	金沢市田上町11街区2番地2	金沢市田上の里2丁目162番地	平成27年 1月17日										
	代表者の住所	金沢市田上町11街区2番地2	金沢市田上の里2丁目162番地											
	主たる事務所所在地	金沢市田上の里2丁目162番地	金沢市田上の里2丁目254番地	平成28年 2月1日										
	代表者の氏名及び住所	小西 茂信 金沢市田上の里2丁目162番地	中盛 邦昭 金沢市田上の里2丁目254番地											
	主たる事務所所在地	金沢市田上の里2丁目254番地	金沢市田上の里2丁目251番地	平成28年 3月25日										
区域	<table border="1"> <tr> <th>町の名称</th> <th>字</th> <th>地 番</th> </tr> <tr> <td>田上町</td> <td>金沢市田上第五土地区画整理事業施行地区内1～5街区、7～18街区、21～23街区、25～30街区</td> <td>全域</td> </tr> </table>	町の名称	字		地 番	田上町	金沢市田上第五土地区画整理事業施行地区内1～5街区、7～18街区、21～23街区、25～30街区	全域	<table border="1"> <tr> <th>町 の 名 称</th> <th>地 番</th> </tr> <tr> <td>田上の里1丁目</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>田上の里2丁目</td> <td>全域</td> </tr> </table>	町 の 名 称	地 番	田上の里1丁目	全域	田上の里2丁目
町の名称	字	地 番												
田上町	金沢市田上第五土地区画整理事業施行地区内1～5街区、7～18街区、21～23街区、25～30街区	全域												
町 の 名 称	地 番													
田上の里1丁目	全域													
田上の里2丁目	全域													
中四十万町会	代表者の氏名及び住所	中野 康喜 金沢市四十万町リ317番地	村上 陽一 金沢市四十万町リ384番地	平成28年 4月1日										
八日市第2町会	代表者の氏名及び住所	松本 晃一 金沢市八日市2丁目329番地1	端 康博 金沢市八日市2丁目257番地3	平成28年 4月1日										

銚子町町会	代表者の氏名及び住所	宮田 勉 金沢市銚子町ト160番地1	吉田 善光 金沢市銚子町イ117番地	平成28年 4月1日
夕日寺町町会	代表者の氏名及び住所	笠羽 利道 金沢市夕日寺町ホ153番地	高田 博 金沢市夕日寺町ホ170番地1	平成28年 4月1日
寿町会	代表者の氏名及び住所	松本 進八郎 金沢市長土堀2丁目12番9号	音 正士 金沢市長土堀2丁目13番4号	平成26年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	音 正士 金沢市長土堀2丁目13番4号	村井 満 金沢市長土堀2丁目12番31号	平成28年 4月1日
福久南町会	代表者の氏名及び住所	村上 康彦 金沢市福久町へ18番地3	中 眞市 金沢市福久町へ67番地3	平成28年 4月1日
米丸町親和会	代表者の氏名及び住所	山田 嘉和 金沢市米丸町15番地2	澤井 孝信 金沢市米丸町121番地2	平成28年 4月1日
東長江町会	代表者の氏名及び住所	中野 明夫 金沢市東長江町井121番地2	長野 真二 金沢市東長江町と60番地1	平成28年 4月1日
千田葵町会	代表者の氏名及び住所	下久保 祐介 金沢市千田町イ53番地7	山中 義一 金沢市千田町口3番地1	平成28年 4月1日
鈴見台第二町会	代表者の氏名及び住所	山崎 富男 金沢市鈴見台2丁目19番8号	森田 尚文 金沢市鈴見台2丁目15番15号	平成28年 4月1日
上若松町会	代表者の氏名及び住所	中村 正俊 金沢市上若松町74番地	田村 弘幸 金沢市若松町京中3番地	平成28年 4月1日
糸田新町町会	代表者の氏名及び住所	西村 義弘 金沢市糸田新町20番7-2号	本東 勇吉 金沢市糸田新町13番3号	平成28年 4月1日
窪町会	代表者の氏名及び住所	村松 淑子 金沢市窪2丁目429番地	田崎 光 金沢市窪2丁目402番地	平成28年 4月1日
金石湊町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金石西4丁目19番37号	金沢市金石西4丁目3番7号	平成28年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	網 直友 金沢市金石西4丁目19番37号	浜村 朋由 金沢市金石西4丁目3番7号	
袋板屋町会	主たる事務所の所在地	金沢市袋板屋町ヲ1番地1	金沢市袋板屋町口79番地	平成28年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	宮村 昭夫 金沢市袋板屋町ヲ1番地1	高橋 明 金沢市袋板屋町口79番地	
蓮如町町会	主たる事務所の所在地	金沢市蓮如町ハ10番地	金沢市蓮如町ハ11番地	平成28年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	木村 勝栄 金沢市蓮如町ハ10番地	加藤 光久 金沢市蓮如町ハ11番地	
牧町町会	代表者の氏名及び住所	井川 啓一 金沢市牧町ヌ81番地	小坂 正一 金沢市牧町ニ119番地2	平成28年 4月1日
館山町会	主たる事務所の所在地	金沢市館山町へ14番地8	金沢市館山町へ15番地15	平成28年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	猪谷 隆夫 金沢市館山町へ14番地8	四尾 義久 金沢市館山町へ15番地15	
森戸第二町会	代表者の氏名及び住所	二橋 勝盛 金沢市森戸1丁目240番地	浦 三郎左工門 金沢市森戸1丁目246番地5	平成28年 4月1日
俵町町会	主たる事務所の所在地	金沢市俵町ヲ甲4番地	金沢市俵町ヲ甲9番地	平成28年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	久世 建二 金沢市俵町ヲ甲4番地	坂本 立邦 金沢市俵町ヲ甲9番地	

戸室新保町会	主たる事務所 の所在地	金沢市戸室新保二35番地	金沢市戸室新保口319番地	平成28年 4月1日
	代表者の氏 名及び住所	木南 夏男 金沢市戸室新保二35番地	喜田 一二 金沢市戸室新保口319番地	
中山町町会	主たる事務所 の所在地	金沢市中山町ハ177番地1	金沢市中山町ハ8番地	平成28年 4月1日
	代表者の氏 名及び住所	土本 裕司 金沢市中山町ハ177番地1	山下 克俊 金沢市中山町ハ8番地	
湯谷原町町会	主たる事務所 の所在地	金沢市湯谷原町ユ9番地	金沢市湯谷原町ユ16番地甲	平成28年 4月1日
	代表者の氏 名及び住所	香倉 栄作 金沢市湯谷原町ユ9番地	南 勇有 金沢市湯谷原町ユ16番地甲	
山王町二丁目町会	代表者の氏 名及び住所	高橋 恭平 金沢市山王町2丁目32番地	涌村 正一 金沢市山王町2丁目249番地	平成28年 4月1日
額乙丸新町会	代表者の氏 名及び住所	小林 稔 金沢市額乙丸町二266番地	赤澤 侑亮 金沢市額乙丸町二115番地	平成28年 4月1日
高尾南3丁目町会	代表者の氏 名及び住所	森多 勉 金沢市高尾南3丁目44番地	山田 博正 金沢市高尾南3丁目184番地	平成28年 4月1日
大野町6丁目町会	代表者の氏 名及び住所	山田 俊司 金沢市大野町6丁目21番地	畝田 繁 金沢市大野町6丁目36番地	平成28年 4月1日
金石今町町会	主たる事務所 の所在地	金沢市金石西2丁目9番19号	金沢市金石西2丁目9番16号	平成28年 4月1日
	代表者の氏 名及び住所	中野 明 金沢市金石西2丁目9番19号	米田 政彦 金沢市金石西2丁目9番16号	

## ●金沢市告示第161号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
額内科クリニック	金沢市大手町9番13号	内科	額 浩一	平成28年3月23日

## ●金沢市告示第162号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出及び同項の指定を受けた医師が死亡した旨の届出があったので、次のとおり告示します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退等年月日
木島病院	金沢市松寺町子41番地1	整形外科	島 巖	平成27年12月29日
丸山こどもクリニック	金沢市藤江北4丁目202番地	小児科	丸山 博昭	平成28年3月11日

## ●金沢市告示第163号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定によ

り次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710103233	助格	金沢市松村町又205番地	有限会社助格	金沢市松村町又205番地	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	平成28年 4月8日

#### ●金沢市告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 病院・診療所

名 称	所 在 地	担当しようとする医療の種類	指定年月日
金沢皓歯会歯科クリニック	金沢市野町4丁目6番1号	歯科矯正	平成28年4月1日

#### 2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
ひこそまち薬局	金沢市彦三町1丁目5番33-2号	平成28年4月1日

#### ●金沢市告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 病院・診療所

名 称	所 在 地	担当しようとする医療の種類	指定更新年月日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	肝臓に関する医療	平成28年4月1日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	肝移植に関する医療	平成28年4月1日

#### 2 薬局

名 称	所 在 地	指定更新年月日
さくら薬局金沢大学前店	金沢市石引1丁目8番9号	平成28年4月1日
さくら薬局金沢三馬店	金沢市三馬2丁目245番地	平成28年4月1日
若草あおぞら薬局	金沢市若草町2番38号	平成28年4月1日
金沢駅西口あおぞら薬局	金沢市広岡1丁目1番10号 駅西ファーストビル1階	平成28年4月1日
森本あおぞら薬局	金沢市吉原町ハ24番地1	平成28年4月1日
広岡あおぞら薬局	金沢市広岡1丁目12番1号	平成28年4月1日
中央通町あおぞら薬局	金沢市中央通町9番20号	平成28年4月1日
中森かいてきゆいの里薬局	金沢市三池栄町70番地	平成28年4月1日

●金沢市告示第166号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に関する許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設の設置により周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供します。

なお、同条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、金沢市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 申請をした者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - (1) 名 称 クリーンライフ株式会社
  - (2) 所 在 地 金沢市館町ヌ6番地
  - (3) 代表者の氏名 毎田 正男
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
金沢市小原町ア262番ほか54筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（安定型産業廃棄物に限る。）、ゴムくず、金属くず（安定型産業廃棄物に限る。）、ガラスくず及び陶磁器くず（安定型産業廃棄物に限る。）、がれき類
- 5 申請年月日  
平成28年4月14日
- 6 縦覧場所  
金沢市環境局環境指導課
- 7 縦覧期間  
平成28年4月21日から同年5月21日まで
- 8 縦覧時間  
午前9時から午後5時45分まで
- 9 意見書の記載事項
  - (1) 生活環境保全上の見地からの意見
  - (2) 提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - (3) 対象事業の名称
- 10 意見書の提出期間  
平成28年4月21日から同年6月4日まで
- 11 意見書の提出先  
金沢市環境局環境指導課

●金沢市告示第167号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

455	大河端西鷹狩り 公園	金沢市副都心北部大河端土地区画整理 事業地内3-1街区8-1番	平成28年 2月22日			を
-----	---------------	------------------------------------	----------------	--	--	---

455	大河端西鷹狩り公園	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業地内3-1街区8-1番	平成28年 2月22日			に
456	野田南広場	金沢市野田土地区画整理事業地内48街区1番	平成28年 4月21日			
457	二口町なかよし公園	若宮町チ48番3	平成28年 4月21日			
458	東金沢駅前かがやき公園	三池町197番53	平成28年 4月21日			

改め、第2項の表中

20	玉川公園	金沢市玉川町2番	平成23年 4月1日			を
20	玉川公園	金沢市玉川町2番	平成23年 4月1日			に
21	野田中央公園	金沢市野田土地区画整理事業地内32街区ほか地先	平成28年 4月21日			

改める。

●金沢市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年4月21日から同年5月6日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	米 丸 14号	間 明 町 1 丁 目 87番 4先から	旧	4.2	24.0
	間明町1丁目線 3号	間 明 町 1 丁 目 87番 5先まで	新	5.1	24.0
一般市道	米 丸 14号	間 明 町 1 丁 目 87番 1先から	旧	2.0	28.4
	間明町1丁目線 8号	間 明 町 1 丁 目 87番 4先まで	新	5.0	28.4

●金沢市告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年4月21日から同年5月6日まで一般の縦覧に供します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
米 丸 14号	間 明 町 1 丁 目 87番 4先から	平成28年4月21日
間明町1丁目線 3号	間 明 町 1 丁 目 87番 5先まで	
米 丸 14号	間 明 町 1 丁 目 87番 1先から	平成28年4月21日
間明町1丁目線 8号	間 明 町 1 丁 目 87番 4先まで	



公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により次の都市計画事業を認可した旨の北陸地方整備局長の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・4・18号寺町今町線 3・4・19号小将町田上線 3・5・5号小立野線	石川県	平成28年3月30日から 平成34年3月31日まで	(1) 収用の部分 金沢市兼六町、丸の内、兼六元町及び小将町地内 (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 都市整備局 都市計画課

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

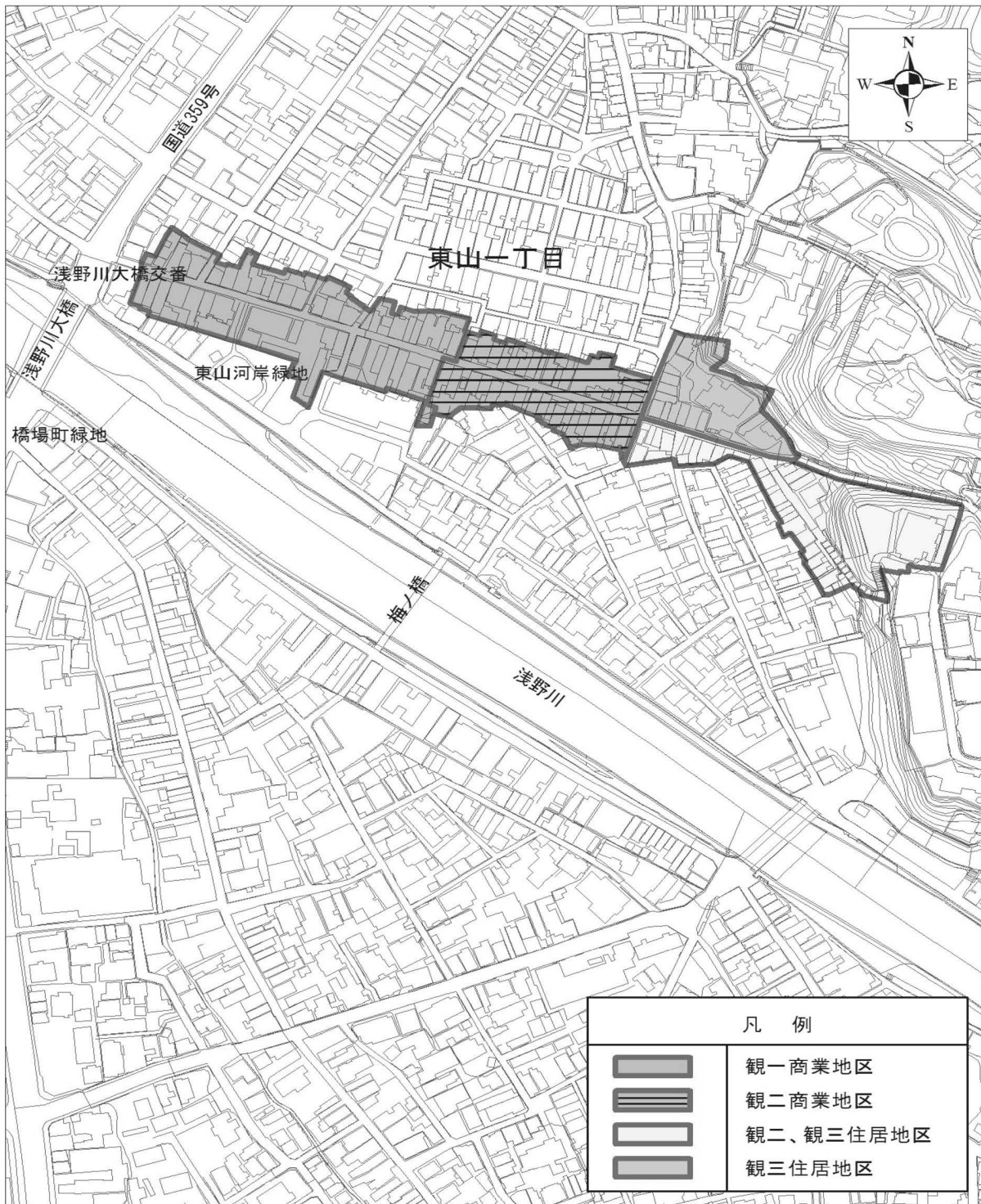
- 1 協定を締結した相手方  
観音町通り地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成28年4月18日
- 3 協定番号  
25
- 4 協定の名称  
観音町通り地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	観音町通り地区まちづくり計画				
まちづくり計画の対象となる区域	東山1丁目の一部				
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約2.2ha				
まちづくりの目標	本地区は、元和2年（1616年）に観音院が卯辰山から移された際、4代藩主前田光高が観音院から浅野川大橋までの狭い道を拡張し観音町とした歴史ある地区である。 この歴史ある街並みを保存するとともに、そこに息づく伝統文化に彩られたなりわいと歴史的環境を守り育てることによって、地区の文化的向上を図ることを目標とする。				
まちづくりの方針	歴史文化的価値の維持保全と生活環境との調和を図る。				
その他住	地区の細区分	観一商業地区	観二商業地区	観二・観三住居地区	観三住居地区
	面積	0.8ha	0.6ha	0.5ha	0.3ha
	次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。				

み 良 い ま ち づ く り を 推 進 す る た め に 必 要 な 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	(1) 葬儀場		—
		(2) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (6) 自動車教習所、畜舎、倉庫業を営む倉庫又は自動車修理工場 (7) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) カラオケボックスその他これに類するもの (9) 建築基準法別表第2（へ）項第2号に掲げる工場 (10) 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる工場及び同法第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (11) 建築基準法別表第2（ち）項第3号に掲げるもの (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）、第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第11項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物	(3) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの	(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの
		—	(13) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (14) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項（簡易宿所営業）に掲げる営業（以下「簡易宿所営業」という。）の用に供する建築物	
		(建築物等) 金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。 (屋外広告物等) 屋外広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、観音町をよくする会（以下「よくする会」という。）が認めるもの（第1号、第2号及び第3号に係るものを除く。）については、この限りでない。 (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの		

建築物等の形態 又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</li> <li>(3) 電光表示装置でないもの</li> <li>(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの</li> <li>(5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から70cm以内のもの</li> <li>(6) 独立広告物でないもの</li> <li>(7) 広告物全体の合計表示面積が4㎡以下のもの</li> <li>(8) のぼり又は旗状の広告物でないもの</li> <li>(9) 自家広告であるもの</li> </ul>
垣又は柵の 構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、板塀又は竹垣によるものとする。</p>
土地利用等の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外に商品陳列ワゴン等は、設置しない。</li> <li>(2) 新たに（従前の用途を変更する場合を含む。）土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者は、事前によくする会と協議するものとする。</li> <li>(3) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しないよう努めるものとする。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。</li> <li>(2) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努めるものとする。</li> <li>(3) 路上で喫煙してはならない。</li> <li>(4) 生活環境の悪化防止に努めるものとする。また、苦情があったときは、誠意をもって対応するものとする。</li> <li>(5) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</li> <li>(6) 自動販売機は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮するものとする。</li> <li>(7) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</li> <li>(8) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努めるものとする。</li> <li>(9) 観一商業地区において、建築物を簡易宿所営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努めるものとする。</li> </ul>

観音町通り地区まちづくり協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

## 新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第12号	平成28年 4月11日	金沢市本町1丁目8番4	10.2	19.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成28年4月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市南森本町ル159番1から159番16まで及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 西村 慎一	道路 金沢市南森本町ル159番15 及び159番16並びに金沢市所 管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市南森本町ル159番 14
金沢市南森本町ル6番1から6番5まで 及び6番7	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社東山地所 代表取締役 荒矢 勇三	道路 金沢市南森本町ル6番4 下水道用地 金沢市南森本町ル6 番7
金沢市専光寺町ヲ261番の一部及び34番 1から34番7まで	金沢市諸江町中丁334番地1 株式会社アットホーム 代表取締役 表井 奈流実	道路 金沢市専光寺町ヲ261番の 一部及び34番4
金沢市間明町1丁目87番1から87番6 まで	金沢市泉野町1丁目9番9号 中央土地建物株式会社 代表取締役 高澤 和浩	道路 金沢市間明町1丁目87番6
金沢市神谷内町ハ64番1、64番5、64番 6、65番1及び65番4から65番8まで	金沢市浅野本町2丁目5番25号 株式会社荒木工務店 代表取締役 荒木 宣夫	道路 金沢市神谷内町ハ64番1、 64番6及び65番4
金沢市割出町95番1、95番3、95番4、 96番5、96番6、98番1、98番2、239 番1から239番4まで、240番1から240 番4まで、350番3、351番1及び351番 3から351番5まで並びに金沢市所管の 法定外公共物の一部	金沢市近岡町378番地1 有限会社彩喜不動産 代表取締役 西本 外喜雄	道路 金沢市割出町95番3、96番 5、96番6、98番2、239番 4、350番3及び351番4並び に金沢市所管の法定外公共物 の一部 調整池 金沢市割出町240番3 水路 金沢市割出町240番4

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により平成28年第4回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成28年4月26日午後3時

2 場所

金沢市議会第1委員会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成28年(2016年)4月21日 印刷  
平成28年(2016年)4月21日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄